

第9回インターカレッジ・ネゴシエーション・コンペティション問題

(1140月 929-日版)

1. a. ネゴランド王国はアジアの発展途上国である。国土は約 100 万平方キロメートル、人口は 1 億人である。同国の法制上、国王は自らが指名した首相が指揮する政府に日々の行政を委ね、通常の政務には携わらないこととされているが、行政に対する究極的な権限は国王が有しており、実質的には、王族と王族に取り入った一部の官僚が政治や行政において強大な力を握っている。

b. かつては、政治は腐敗して賄賂が横行し、経済も停滞していた。しかし、1995 年に即位した現在の国王であるネゴ 3 世は、社会や経済の近代化に力を入れ、こうした状況を打開することに努めてきた。ネゴ 3 世の改革は、安価な労働力と豊富な資源を活かすとともに、外国から資金と技術を導入することによって、大きな成功を収めた。このネゴ 3 世の改革の結果、ネゴランド国は近年目覚ましい経済発展を遂げており、国際的にも最も有望な市場の一つとして注目されている。ネゴランド国の名目 GDP 及び実質 GDP の推移は以下のとおりである。

(億米ドル)

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
実質	100	130	150	187	206	230	260	284	310
名目	250	290	330	400	450	520	643	785	838

2. このような経済発展の一方で、ネゴランド国では深刻な環境汚染が問題となってきた。特に、都市部の大気汚染と水質汚濁の状況は深刻である。こうした深刻な環境汚染の原因となったのは、ネゴランド国における環境関連技術の遅れと経済発展を最優先としてきたネゴランド国政府の方針であった。しかし、ネゴ 3 世は、これ以上環境汚染を放置することは国民の生活を脅かすこと、また、京都議定書が発効するという良いタイミングであることから、2005 年に方針を転換することを宣言した。2005 年 1 月に行った演説において、ネゴ 3 世は、これまでは経済発展が最優先と考えられ、環境保護は経済発展に劣後してきたが、今後は、経済発展と環境保護を両立させていくよう政府に指示をしたと述べた。ネゴ 3 世の指示を受け、政府は環境関係の法令を整備・強化するとともに、環境保護関係の予算を増加し、積極的に環境対策に乗り出した。大気汚染との関係では、煤塵や二酸化硫黄が主な汚染物質であったが、2005 年に大気汚染防止法を強化し、一定規模以上の工場に煤塵除去装置や脱硫装置の設置を義務付けるとともに、企業による環境基準の遵守状況の監査を強化し、基準を達成できない企業については強制閉鎖を含む厳しい措置をとった結果、煤塵や二酸化硫黄の排出量は減少傾向にある。水質汚濁との関係では、2006 年の水質汚染防止法改正により、工業廃水の排出量を抑えるとともに、排水に際して企業に求められる処理基準を強化した結果、工業廃水による汚染は減少したものの、これまでのところ、生活廃水による汚染には十分に対処し切れておらず、主要河川・湖沼の水質の抜本的な改善には至っていない。

3. a. ネゴランド国は、1997年のCOP3で採択された京都議定書を2002年に批准している。京都議定書は2005年2月に発効しているが、ネゴランド国は非附属書I国であり、京都議定書上、ネゴランド国は二酸化炭素の排出量の削減義務を負っていない。ネゴランド国政府は、2005年以降、省エネルギーや、水力発電や風力発電、太陽光発電といった二酸化炭素を排出しないエネルギーの割合の増加に向けた取り組みを行っており、2006年には地球温暖化対策基本法を制定し、全ての国民や事業者に対して二酸化炭素排出量の削減に向けた努力を期待することが定められた。しかし、同法は国民や事業者に対して具体的な排出基準を定めておらず、また、業界団体等によってそうした基準が設けられたということもない。こうしたことから、二酸化炭素排出量削減への事業者の取組は欧米等の先進国に比べるとまだまだである。こうした事業者の態度と急激な経済発展により、二酸化炭素の排出量自体は年々増加している。ネゴランド国の温室効果ガス（殆どが二酸化炭素である）の排出量の推移は以下のとおりである。

(百万トン)

年	1995	1997	1999	2001	2003	2005	2007	2009
排出量	300	320	320	330	350	370	375	380

b. 京都議定書発効後は、ネゴランド国はCDM(Clean Development Mechanism)を通じた国際協力に積極的に取り組む姿勢を見せており、水力発電所や風力発電所の案件などを中心に、積極的にCDMに必要な国家承認を行っている。2009年12月末現在で、100件程度の案件がホスト国としてのネゴランド国の承認を得ているが、実際に国連のCDM理事会の承認を得て登録されているのは25件程度である。このように4分の1程度の案件しか登録されていないのは、CDM理事会における手続に時間を要しているケース、プロジェクト内容に問題があるためにCDM理事会の承認が得られないケース等があるためであるといわれている(詳細は不明である)。

4. アービトリア国はアジアの先進国であり、議会制民主主義国家である。国土は約40万平方キロメートルでネゴランド国に接しており、人口は1億人である。アービトリア国は天然資源には恵まれないものの、世界をリードする優れた技術を有する企業が多いことで国際的に知られており、経済的に繁栄してきた。

アービトリア国の名目GDP及び実質GDPの推移は以下のとおりである。

(億米ドル)

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
実質	10000	10000	10500	10500	10800	10400	10000	10100	10200
名目	8000	8000	8400	8700	9000	8600	9000	9500	9000

5. a. アービトリア国は既に1990年代後半から環境問題に積極的に取り組んできた。1990年には環境基本法を策定し、アービトリア国においては、経済成長と環境保護は両立させねばならないものであり、環境に優しい経済発展を目指すという基本方針が示された。また、2000年には、新エネルギー法が制定され、二酸化炭素の排出量の削減に有効な新た

なエネルギーの開発・実用化に国家として力を入れていくことが決定された。環境分野でもアービトリア国の企業は高い技術を誇っており、大気汚染や水質汚濁を防止する技術はもとより、地球温暖化との関係で注目を集めている二酸化炭素排出量の削減に有効な技術との関係でも、多くの重要な特許がアービトリア国企業によって保有されている。

b. アービトリア国は 2002 年に京都議定書を批准しており、附属書 I 国として、2012 年までに温室効果ガスの排出量を 1990 年当時と比較して 6% 減少させる義務を負っている。アービトリア国政府は、2006 年に地球温暖化対策推進法を制定したが、この法律では事業者に対して一定量の温室効果ガスの排出上限を定めたり、当該上限を超えて温室効果ガスを排出した事業者に制裁を課したりするには至っておらず、事業者に対して温室効果ガスの排出を抑制するよう努めることを求めるに止まっている。これは、経済活動への悪影響を考慮したためである。とはいえ、環境問題に対する国民の関心の高まりを受け、多くの事業者や事業者団体が自主的に温室効果ガスの排出削減に取り組んでいる。特に、アービトリア国の事業者団体連合会が制定した自主規制計画では、毎年、各産業部門毎に温室効果ガスの排出量削減目標を定め、当該目標数値をどれだけ達成したかを公表している。こうした自主的な取り組みにもかかわらず、これまでのアービトリア国の温室効果ガス排出量の推移は以下のとおりであり、2012 年までに 1990 年時点の排出量から 6% 減という目標を達成するのは極めて厳しい状況となっている。

(百万トン)

年	1990	1995	1999	2001	2003	2005	2007	2009
排出量	1250	1300	1340	1315	1305	1352	1335	1310

6. アービトリア国は、1997 年に OECD で採択された国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約、及び、2003 年に国際連合で採択された腐敗の防止に関する国際連合条約を批准しており、国内法としても、外国公務員に対する賄賂の禁止に関する法律を制定している。同法 1 条は、「何人も、外国公務員等に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために、その外国公務員等に、その職務に関する行為をさせ若しくはさせないこと、又はその地位を利用して他の外国公務員等にその職務に関する行為をさせ若しくはさせないようにあつせんをさせることを目的として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。」と規定しており、同法 2 条は、「1 条において「外国公務員等」とは、外国の政府の公務に従事する者、・・・、及び、外国の政府の権限に属する事務であつて、これらの機関から委任されたものに従事する者をいう」と規定する。また、同法はアービトリア国民あるいはアービトリア国法人が国外で行った行為についても適用される。同法に違反した担当者に対しては、10 年以下の懲役あるいは 10 万米ドル以下の罰金が、企業に対しては 500 万米ドル以下の罰金が課せられる。アービトリア国では、最近、同法違反を理由に企業が有罪となった事例が増加している。同法に違反したとして摘発された企業に対しては、国民から厳しい批判が寄せられ、トップが辞任に追い込まれた例も少なくない。

7. ネゴランド国では、急激な経済発展の結果、エネルギー需要が急増している。ネゴラ

ンド国は豊富な石炭を有しており、最近までエネルギーの自給率は100%であったが、最近ではエネルギー需要の増加に生産が追い付かず、一部は外国からの輸入に頼らざるを得なくなっており、自給率は低下している。近年のエネルギー自給率、及び、発電量の推移、発電量全体に占める各種の発電方法の割合は以下のとおりである。

	1980	1990	2000	2003	2005	2007	2009
自給率	105%	105%	97%	95%	94%	93%	91%
発電量 (億 kWh)	600	700	1,200	1,600	1,900	2,100	2,300
石炭	70%	75%	72%	72%	72%	73%	71%
石油	23%	20%	18%	18%	18%	15%	15%
天然ガス	3%	2%	3%	2%	2%	2%	2%
水力	4%	3%	7%	8%	8%	9%	10%
その他	0%	0%	0%	0%	0%	1%	2%

*その他には、太陽光発電、風力発電等が含まれる。ネゴランド国には原子力発電所はない。

8. a. ネゴランド国では、3つの大規模発電会社が全国の電力供給の大半を賄っている。3大発電会社以外にも、限られた地域や用途のために電力を供給している小規模な発電会社が複数存在する。ネゴランド国では、発電会社を経営するには免許が必要である。ネゴランド国の発電会社が生産した電気は、限られた地域や用途のために発電する場合等、特に、ネゴランド国政府が認めた場合を除き、ネゴランド国電力供給公社が一括して購入し、全国に送電することとなっている。3つの電力会社のうち、最大のものは、ネゴランド国の王族が100%の株式を保有しているネゴランド電力である。かつてはネゴランド電力が唯一の大規模発電会社であったが、経済発展のためには電力の生産を増加する必要があることから、1998年、レッド電力（「レッド社」）とイエロー電力という2つの電力会社が新設された。

b. ネゴランド国電力供給公社による電気の購入価格は、毎年、ネゴランド国電力供給公社が決定する。ネゴランド国電力供給公社は、電力の需給の状況や、各電力会社の発電量、施設、経営の状況等を考慮して、電力供給が安定かつ安価に行われること、及び、発電会社の経営が安定的に行われることを実現すべく、購入価格を決定している。

c. 現在の3大電力会社の発電状況と平均的な購入価格は以下のとおりである。

	全発電量に 占める割合	石炭	石油	天然ガス	水力	その他	1 kWh あたり 購入価格
ネゴ電力	65%	72%	15%	2%	10%	1%	US\$0.05
レッド電力	15%	78%	14%	0%	6%	2%	US\$0.07
イエロー電力	20%	70%	16%	1%	12%	1%	US\$0.07

d. ネゴランド電力からの購入価格に比べて、レッド社、イエロー電力からの購入価格が高めに設定されているのは、ネゴランド電力に比べると発電量が少なく、また、設立されて間もないことから、新たな発電所建設などの費用を補助する意味合いがあったためである。

e. ネゴランド電力、レッド、イエロー電力の財務状況は、いずれも極めて安定している。

9. レッド社の概要は別紙1のとおりである。レッド社は、3大発電会社のなかで最も規模が小さい。レッド社の特色としては、ネゴランド電力、イエロー電力に比較して、石炭火力発電所の割合が多いことが挙げられる。レッド社としても、老朽化し発電効率の悪かった火力発電所の操業を停止し、新たに火力発電所1カ所を新設したりはしたものの、石炭火力発電所が多いという点、及び、予算上の制約から、二酸化炭素排出削減のための優れた新技術の導入に成功していないという点がネックとなって、レッド社の販売電力量あたりの二酸化炭素排出量が他の2社に比較して高止まりしている。ネゴランド国においても、環境問題に対する関心が高まり、発電会社による二酸化炭素排出量に対する社会の目も厳しさを増している。今のところ、発電会社の二酸化炭素排出量についての具体的な上限値などは定められていないが、環境団体は大手3社の二酸化炭素排出量を比較分析し、レッド社の取組が遅れているといった批判を、新聞やインターネット上で行っており、レッド社の企業イメージを傷つけている。なお、ネゴランド電力及びイエロー電力は、もともとレッド社に比べると水力発電の割合が多いことに加え、老朽化した設備の更新等もタイミング良く実施できたことから、レッド社に比べると二酸化炭素排出量は低めとなっている。但し、欧米主要国の電力会社に比べると、二酸化炭素排出量は多い。3大発電会社の販売電力量あたりの二酸化炭素排出量は、以下のとおりである。

<Kg-CO2/kWh>

	2006	2007	2008	2009
ネゴ電力	0.65	0.62	0.60	0.58
レッド電力	0.77	0.75	0.74	0.73
イエロー電力	0.60	0.58	0.55	0.50

10. 近時の電力需要の急増に対応するため、ネゴランド国政府は、外資系企業を含む発電会社の新規参入を認めることとした。他方で、環境問題への対応も重要であり、単純に発電所の数だけを増やすという事はできなかった。そこで、ネゴランド国政府は、2008年8月、「電力事業に関する基本方針」を公表した。この基本方針は、その後のネゴランド国政府の政策の基礎となる重要なものであり、その内容は以下のとおりである（この内容については、レッド社、ブルー社とも、発表の時点から了知していた）。

①電力需要の急増に対応するため、新規の発電所建設を勧奨する。

②外国資本の過半数出資、あるいは、100%出資による発電会社の建設を認める（従来は、国の経済の基礎となる発電事業については、国内資本が過半数の持分を有することを免許の条件としていた）。

③2009 年度中に着工される新規の発電所建設であって環境保護の観点からも十分な水準を満たすもの、及び、環境への負荷を低減しつつ発電効率を上昇させるような既存の発電所の改修事業については、当事者からの申請があった場合には、国家よりその建設費の一定割合について補助金を支給する。

④補助金は、建設費用の 10%から 30%の間の金額とし建設コスト、申請時点での需給見込み、発電量、環境への効果等を総合的に考慮して、ネゴランド国政府が裁量により決定する。

⑤発電効率や環境負荷の点で芳しくないものについては、補助金を与えない。

⑥虚偽のデータに基づく申請を行った場合、申請と実績の差が著しい場合には、補助金を返還させる場合がある。

⑦最も環境保護に貢献した発電会社は国王が表彰し、政府が報奨金 100 万米ドルを与える。

11. 本方針が示されたことを受けて、レッド社としても、新規の発電所建設を検討することとなった。ネゴランド国経済は今後も成長が見込めると考えられること、従って電力需要は増加し続けると考えられること、今回の方針のもとで発電所を建設した場合には補助金が得ることが出来るため安価での発電所建設が可能であることから、ぜひ、本方針のもとで発電所を数カ所新設したいと考えた。そこで、社内に本方針下での新発電所建設のためのプロジェクト・チームを立ち上げた。プロジェクト・チームのヘッドは、副社長であるナーガタであり、ナーガタのもとに、電力事業部長、経営企画部長、環境部長、法務部長が集まり、どのような新発電所を、幾つ、どのように建設するかについての検討が始まった。プロジェクト・チームのミーティングでは、ネゴランド国でも環境保護が重要な問題となっていること、今回の補助金においても二酸化炭素の排出量を低く抑えることができれば優遇を受けられること、及び、最も環境保護に貢献した発電会社として表彰された場合には報奨金をもらえることに加え、企業イメージの改善につながるから、新発電所の建設にあたっては、環境への影響を重視することが決定された。また、これまではレッド社単体で環境問題等への対応を考えてきたが、それには技術や資本の面で限界があり、今後は、積極的に外国からの技術や資本の導入を進めるべきであるということになった。具体的方策としては、第一に、環境保護の点から優れた技術を持っている外国からの技術の導入を検討すること、第二に、レッド社はこれまで CDM を利用したことはないが、今後は、CDM のような枠組みを利用して、先進国企業と共同して水力発電所を増設すること、が決定された。

12. a. アービトリア国は石炭、石油、天然ガス等の天然資源には恵まれず、エネルギーの自給率は非常に低い。発電の分野では、早くから原子力発電に注力しており、原子力発電について国際的にも極めて高い技術を有していることで知られている。また、太陽光発電、バイオマス発電などの新しい発電手法の研究・開発にも企業・政府が積極的に取り組んでおり、いずれについても国際的にも優れた技術を有している。

b. 近年のエネルギー自給率、及び、発電量の推移、発電量全体に占める各種の発電

方法の割合は以下のとおりである。

	1980	1990	2000	2003	2005	2007	2009
自給率	12.6%	17.2%	20.4%	19.5%	18.2%	17.6%	18.0%
発電量 (億 kWh)	5800	7500	9000	9300	9500	9700	10000
石炭	5%	12%	18%	19%	21%	21%	22%
石油	46%	29%	21%	18%	16%	15%	12%
水力	19%	14%	12%	10%	10%	9%	9%
天然ガス	15%	20%	20%	21%	21%	24%	22%
原子力	15%	25%	29%	31%	31%	30%	33%
その他	0%	0%	0%	1%	1%	1%	2%

13. アービトリア国には5大発電会社が存在する。その一つがブルー社である。ブルー社の概要は別紙2のとおりである。ブルー社は、5大発電会社の中では第3位である（アービトリア国の発電量に占める割合は14%である）。ブルー社は、早くから環境保護に高い関心を持ち、火力発電における燃焼効率向上や二酸化炭素排出量の削減技術の研究・開発、及び、太陽光発電、バイオマス発電、風力発電といった新しい発電方法の研究・開発に力を入れてきた。ブルー社は、特に、火力発電における二酸化炭素排出量の削減技術やバイオマス発電で高い技術を有しており、自らの発電所においても既に実用化している。

14. a. ブルー社の経営は安定しているが、ブルー社の経営陣は、国際的な地球環境保護への関心の高まりを受けて、自社の環境技術を発展途上国における発電事業に活かすことで、地球環境保護に貢献するとともに、収益を上げたいと考えていた。

b. ブルー社は、現在、アービトリア国の発電業協会の定めた二酸化炭素排出量の基準値である発電電力量あたり二酸化炭素排出量 0.50kg-Co2/kWh を下回る水準を達成している。しかし、2012年に1990年比6%減というアービトリア国全体での目標の達成が厳しくなっている現状では、近い将来、アービトリア国政府から発電業界に対して、より一層の努力が求められることは確実である。こうした政府からの要請に応えるためには、ブルー社自体の二酸化炭素排出量を削減する努力を続けることが必要であることは言うまでもないとしても、それだけでは不十分であり、排出権の購入にも積極的に取り組んでいく必要がある。また、アービトリア国民の環境への意識の高まりを踏まえれば、ブルー社が地球環境問題にとっても積極的であるといった姿勢を示すことは企業イメージの向上にとって重要であると考えられた。

c. なお、ブルー社では、2006年から、京都議定書のもとでの発展途上国におけるCDMプロジェクトへの参加に取り組んできており、これまで、12件に参加してきた。このうち、8件は国連のCDM理事会の承認を得て登録済みであり、3件はホスト国承認済みである。これまでネゴランド国のプロジェクトに参加したことはない。これまでブルー社が取り組んできたCDM案件のリストは別紙3のとおりである。

15. a. 2008年11月、ネゴランド国において、「環境とエネルギーの将来」と題する国際シンポジウムが開催された。このシンポジウムは、地球環境問題が深刻化した現在の世界において、エネルギー産業はどのように対応すべきかを議論するもので、様々な環境保護技術や新しい発電方法等が紹介された。

b. レッド社の社長であるノムラもブルー社の社長であるオータもこのシンポジウムに参加していた。従来ブルー社は、環境技術の売り込みや CDM プロジェクトの案件発掘にあたっては、アジアの他国に力を入れてきており、ネゴランド国での案件は存在しなかった。ブルー社としても、経済成長が続く隣国であるネゴランド国の持つ可能性には以前から注目しており、ネゴランド国に無関心であったわけではない。しかし、3年前にネゴランド国との国境付近にあるブルー社の原子力発電所で小規模な放射能漏れ事故があった。事故自体は小規模であり、人体に影響を与えるものではなかったが、手違いから事故の事実をネゴランド国政府やネゴランド国の近隣住民に通知するのが遅れ、ネゴランド国のマスコミや住民から厳しく批判された。そうした事態が原因となって、ブルー社はネゴランド国への投資には消極的になっていた。その事故から既に3年が経過しており、オータは、ぜひ今回のシンポジウムを機に、良いビジネスチャンスを得たいと考えていた。

c. このシンポジウムの場で、オータは、ネゴランド国のエネルギー庁副長官であるボブ・オレンジと知り合った。ボブ・オレンジは、ネゴ3世の親戚であり、ネゴランド国のエネルギー行政に関する実権を握っている。ボブ・オレンジとオータの間では、以下のような会話がなされた。

オレンジ「ブルー社は今までネゴランド国に投資されていないようですが、ネゴランド国への投資には関心がないのですか？」

オータ「いいえ。当社としても、ネゴランド国への投資には大変関心があります。3年前の事故ではご迷惑をおかけしましたが、2度とあのような事故は起こしません。今までは、良いきっかけがなかっただけです。何か良い案件があれば、ぜひ積極的に取り組んでいきたいと考えています。」

オレンジ「そうですね。それでは、わが国の発電業界の要人を御紹介しましょう。」

そうして、オレンジはオータに対して、ノムラを紹介した。

16. a. シンポジウム終了後、ノムラとオータは会食をすることとし、ネゴランド国やアービトリア国の電力事情について意見交換をしたり、レッド社とブルー社の連携の可能性について話をした。そうしたところ、両社が抱えているニーズをうまく組み合わせることによって、相当のシナジー効果が得られるのではないか、という話になった。すなわち、レッド社の側では火力発電における二酸化炭素排出量の削減に関する技術や環境に優しい新しい発電技術を導入したいと考えているのに対し、ブルー社の側ではこれらに関する自社の開発した技術を売り込みたいと考えていた。また、ブルー社の側では良い CDM 案件を発掘したいと考えていたが、レッド社としても、今までは経験がなかったものの、CDM の枠組みを利用することには前向きであった。

b. ノムラとオータは意気投合し、それぞれ自社の担当者に具体的な提携について、

大至急で検討作業を行わせることとした。この合意に基づいて、レッド社側の担当者のヘッドは電力事業部副部長のスミス、ブルー社側の担当者のヘッドは電力事業部副部長のブラウンが選任された。スミスとブラウンは、今回の案件について、必要な全ての権限を与えられている。スミスとブラウンらが議論を重ねた結果、さしあたり、2つの分野で具体的な検討を進めていくべきであるとの結論に達した。それは、以下の2つである。

- ①火力発電所の二酸化炭素排出量削減に関するブルー社の技術のレッド社へのライセンス
- ②ネゴランド国におけるバイオマス発電所の建設

この他のプロジェクトについては、「この2つのプロジェクトの進行状況等をみながら、改めて検討する」ということが合意された。

c. ①は、二酸化炭素の排出量を削減したいというレッド社のニーズと、自社の技術をライセンスして収入を得たいというブルー社のニーズの双方を満たすものとして考えられた。なお、この二酸化炭素排出量削減に関する技術については、ブルー社はネゴランド、アービトリアを含む世界の主要国で特許を有している。②も、新しい発電方法による発電を取り入れたいというレッド社のニーズを満たすものとして考えられたものである。他方、ブルー社としても、バイオマス発電の技術はまだ発展途上であり、更に技術を高めるためにも、バイオマス発電所の建設に積極的に取り組みたいと考えていた。今回、レッド社と共同し、かつ、ネゴランド国の補助金も活用することで、安価にバイオマス発電所が建設できることはブルー社にとって魅力であった。また、京都議定書のもとのクレジットを獲得したいというブルー社のニーズを満たすため、バイオマス発電所については京都議定書のもとのCDMの申請をすることが合意された

17. a. 以上のような協議の結果を反映し、2009年1月、レッド社とブルー社は、環境に配慮した電力生産に関して両社間で協力を進めていくことに関して基本合意に至った。

b. 基本合意の内容を記載した基本合意書は別紙4のとおりである。基本合意書の締結を記念したパーティーにおいて、ノムラとオータは以下のような会話をした。

ノムラ「今回、ブルー社さんとこのような合意に至ることができたのは、とてもよかったです。この基本合意に基づき、具体的な案件をどんどん進めていきましょう。」

オータ「その通りです。当社としても、ネゴランド国市場で有力なパートナーを得て、心強く思っています。知的財産権の処理といった問題はありますが、当社の技術を積極的に貴社に提供していきたいと考えています。」

ノムラ「ぜひお願いします。ネゴランド国の電力市場は大きな可能性を持っています。貴社の技術や資本を受け入れることで、大きく成長していきたいと考えています。当面は、当社との関係に集中してくださいね。特に、ネゴランド国政府の方針により、2009年に最も環境保護に貢献する取組みを行った発電会社は、100万米ドルの報奨金を頂けることになっています。当社としては、ぜひ今回の提携により、ブルー社さんの優れた技術を導入し、表彰されたいと考えていますので、他の企業に同じ技術を提供されては困るのです。」

オータ「もちろんですよ。レッド社さんこそ、当社との関係に集中してくださいね。当社としても、レッド社さんと協力しながら、ネゴランド国に貢献していきたいと考えてい

ます。」

18. a. 前記の基本合意に基づき、早速、具体的な案件の最終合意に向けた協議が進められた（基本合意の2の定期的な会議は、当初から開催されていない）。

b. ブルー社が保有する二酸化炭素排出量の削減技術のレッド社へのライセンスで問題となったのはライセンス料の水準とライセンスされた技術の利用範囲であった。レッド社は、ライセンス料を10万米ドルとし、かつ、その技術をレッド社が必要と考える全ての発電所にレッド社の裁量により利用できることを求めた。これに対してブルー社は、ライセンス料を30万米ドルとし、かつ、導入する発電所についてはレッド社とブルー社が協議して幾つかの発電所を選定することを求めた。

c. この点に関しては、レッド社のスミスとブルー社のブラウンとの間で、次のようなやりとりがなされた。

スミス「当社としては、火力発電所における二酸化炭素排出量の削減は急務と考えている。提供された技術をフレキシブルに活用し、できるだけ速やかに多くの火力発電所に導入したい。御社の技術では、排出量を従来の1/2に削減できると理解している。」

ブラウン「当社の技術を活用してもらうことは歓迎である。しかし、どの発電所に利用されているのかは当社が把握する必要があると考えているし、どれだけの発電所で利用されるかによってライセンス料が変わってくるのは当然である。また、貴社に提供するのは、当社の最先端の技術であるし、今回は他社には提供しないという排他的契約である。相応のライセンス料を頂かなくては、当社としても困る。」

スミス「ブルー社の最高の技術は当社としても評価しており、ライセンス料については当社は柔軟であり得る。ライセンス料をアップしてもよいので、導入先については当社の裁量を認めてほしい。」

d. この点については、結局、ライセンス料については当初のブルー社の申し出よりも高額な50万米ドルとする代わりに、利用範囲の点ではレッド社の主張が容れられ、2009年5月、レッド社のノムラがブルー社を訪問した際に、ノムラとオータによって別添5のライセンス契約書が締結された。別添5のライセンス契約書はブルー社が作成した。ブルー社のオータ及び法務部長が、ブルー社が作成した契約書を示しながら、ノムラに対し、「本契約書案は我々の合意を反映していますので、あとは署名だけです。」と述べると、ノムラは、「そうですか。僕は法律の専門家でないので、ブルー社さんを信頼して。」と述べ、ノムラとオータは別添5の契約書に署名した。

e. また、ライセンス契約締結後、レッド社はブルー社によって提供された技術を導入するための発電所の改修工事について、ネゴランド国政府の補助金を申請することとし、2009年9月には、改修工事費用総額1億5000万米ドルの20%である3000万米ドル補助金が認められた。2009年5月末には、以下のようなやりとりがレッド社とブルー社との間でなされたことが確認されている。

スミス「補助金を得るためには、6月末には申請に必要なデータを揃える必要がある。新技術を導入した場合の二酸化炭素の排出削減量についてはどのように考えたらよいか。」

ブラウン「アービトリア国での実績では、この技術を用いたことによって、二酸化炭素

の排出量を従来の1/2に削減することができている。今後、より技術を発展させることで、改善していきたいと思うが、現時点での数字としては、この程度である。」

スミス「申請した性能と実際の性能に大きな差があると、補助金が取消しになるリスクがある。」

ブラウン「実際の排出削減量は、現在の火力発電所の設備、燃料、従業員の練度等によっても変わる。正確を期すために、導入予定の全ての発電所について現地の調査を実施する必要がある。調査には通常ならば、2カ月くらいかかる。」

スミス「2カ月もかけて調査していたのでは、申請に間に合わない。2週間で完了してほしい。」

ブラウン「2週間では正確な調査は無理だ。」

スミス「そこを何とかするのが御社の仕事だ。補助金が得られないとすると、当社としては本件を進めることは難しい。」

ブラウン「それはそうだが。」

スミス「では、3カ所程度、代表的な火力発電所を調査することではどうか。」

ブラウン「やむを得ない。代表的な火力発電所の選定はどうするのか。」

スミス「御社はまだ当社の火力発電所の詳細を知らないのです、それは当社でするのが早いだらう。何か注意する点はあるか。」

ブラウン「できるだけ貴社の火力発電所全体の様子が良く分かるように、代表的な火力発電所を選んでほしい。」

スミス「努力する。」

f. なお、本件補助金の申請に要する手続等を考えるならば、2週間程度で調査を完了する必要があるとのレッド社の言い分は不合理なものとはいえない。

g. レッド社は、規模が大きな3カ所の発電所を選定し、ブルー社に通知した。この3カ所の発電所は、レッド社の発電量では約半分を占める（この事実は、ブルー社も当初から知っていた）。この3カ所の発電所におけるブルー社による調査の結果、新技術を導入した際の二酸化炭素排出量の削減割合は、やはり1/2程度であることが確認できた。

h. レッド社が、このブルー社からの技術の導入を公表すると、2010年1月には、ネゴランド国政府からレッド社に対して、ブルー社からの最新の技術の導入に関するライセンス契約を締結し、二酸化炭素排出量削減に積極的に取り組んでいることを理由に、2009年度に最も環境保護に貢献した企業として、100万米ドルの報奨金を与えることに内定したとの連絡があった（選考結果の公表と報奨金の支払いは、2010年3月末に行われることとなっていた）。

i. この3カ所の発電所についての調査結果を受け、2009年末までに、レッド社の全ての火力発電所にブルー社の技術が導入された。

19. a. バイオマス発電については、ブルーレッド社は、鶏のフンと木くずを混合して燃料とするバイオマス発電所を建設している。このアービトリア国のバイオマス発電所では、年間約30万トンの鶏フンを燃焼しており、鶏のフンと木くずに加えて、ブルーレッド社が独自に開発した薬品を加えることによって、約3万キロワットの出力を実現し

ている。この発電所自体は小規模であり、ブルー社としては、ネゴランド国ではより大規模なバイオマス発電所で自社の技術を試したいと考えていた。ブルー社のバイオマス発電所に関する以上の事実は、レッド社も了知している。

b. レッド社は、ブルー社の技術のライセンスを受けてレッド社の発電所として新たにバイオマス発電所を建設することを主張したのに対し、ブルー社はレッド社とブルー社の合併会社として建設することを主張した。レッド社は技術の提供を受けたうえで、あとは自由な発想で発電所を建設したいと考えたのに対し、ブルー社としては合併会社とすることで新発電所の建設・運営に参画し、自社の技術・ノウハウに対するコントロールを確保しつつ、新発電所の建設・運営を通じて得られたデータ等を、更なる技術・ノウハウの向上に活用したいと考えた。この点については、バイオマス発電については実用化段階にあるとはいえ、まだまだ発展途上であり、新発電所の経営に参加し、新発電所のデータ等を活用して、技術・ノウハウを向上させたいというブルー社側のニーズについてレッド社が理解を示し、2009年7月、合併事業とすることが合意された。合併会社の名前はグリーン社とされ、2009年7月にネゴランド国会社法に基づく株式会社として設立された。合併契約書は別紙6のとおりであり、レッド社が選任した取締役が代表取締役となっている。

20. a. 合併事業として建設する新発電所についても、政府の基本方針のもとでの補助金を申請することとされたが、この点に関しては、レッド社とブルー社の間で、以下のようなやりとりがなされた（このやりとりがなされたのは、合併契約の締結直前の6月末であった）。

b. スミス「バイオマス発電についての補助金の申請の締切りは 9月月末である。補助金を得るためには、8月月末までには仕様を固めないといけない。新発電所の性能等はどのように考えたらよいか。」

ブラウン「アービトリア国での実績では、3万キロワットの出力が得られている。今後、より技術を発展させることで、改善していきたいと思うが、現時点での数字としては、この程度である。」

スミス「申請した性能と実際の性能に大きな差があると、補助金が取消になるリスクがあることは、以前、火力発電所の件で伝えたとおりである。出力 5万キロワットは確実にあると考えてよいか。」

ブラウン「実際の出力は、鶏フンや木くずの状態によっても変わる。正確を期すために、現地の調査やネゴランドの鶏フンや木くずのサンプルを用いた燃焼実験などの周到な調査が必要である。調査には通常ならば、2カ月くらいかかる。」

スミス「サンプルは当社で用意する。すぐにでも貴社に届けることができる。ただ、2カ月もかけて調査していたのでは、申請に間に合わないの、一刻も早く、1週間程度で済ませてほしい。」

ブラウン「それは無理だ」

スミス「補助金が得られないとすると、当社としては本件を進めることは難しい。御社にとっても、新しい大規模バイオマス発電所建設の絶好の機会を逸することになるのではないか。」

ブラウン「それはそうだが。」

スミス「では、早速、サンプルを用意する。」

c. なお、本件補助金の申請に要する手続を考えるならば、1週間程度で調査を完了する必要があるとのレッド社の言い分は不合理なものとは言えない。

d. こうして、レッド社はネゴランド国で得られる鶏フンと木くずのサンプルをブルー社に届けた。届けられたサンプルによる実験結果では、ネゴランド国の鶏フンと木くずを用いた場合であっても、アービトリア国の鶏フンと木くずの場合と同じ発電効率を確保できるという結果が得られた（この結果は、レッド社に直ちに伝えられた）。結局、レッド社によっても、ブルー社によっても、それ以上の調査は行われず、年間50万トンの鶏フンを燃焼し、5万キロワットの出力を得るバイオマス発電所として、グリーン社によって補助金の申請が行われた（実際の手続はレッド社が担当した）。

21. a. バイオマス発電のプロジェクトについては、京都議定書の定めるCDMに係る申請手続を進める一方で、プロジェクトによって生み出される京都議定書12条3(b)に規定された排出削減量（クレジット）の購入に関しても話し合いが行われた。本プロジェクトから得られる全てのクレジットをブルー社がグリーン社から一括して購入することが合意されたが、焦点となったのは、排出権の価格、及び、前払金の有無であった。排出権の価格については、セカンダリー市場における取引価格も参考にしつつ、長期にわたる一括購入契約であり、かつ、実際に着工される前の段階から購入を約束する契約であることなどを理由に、ブルー社は、1トンあたり8米ドルを主張した。これに対してレッド社は、1トンあたり14米ドルを主張するとともに、建設工事の一部に充当すべく、それとは別に、前払金150万米ドルの支払いを求めた。

b. この点については、スミスとブラウンの間で、以下のようなやりとりがなされた。

ブラウン「過去の事案で前払金を支払った例はない。建設に着手もされておらず、クレジットが得られるかどうかは全く定かでないのに、前払金を払うのは難しい。クレジットが得られるかどうかのリスクは合弁会社が負担するのが合理的ではないか。」

スミス「通常の案件ではそうかもしれないが、本件は貴社と当社の包括的な協力枠組みの中で行われるものであり、事業の主体も貴社と当社の合弁会社である。従って、貴社も一定のリスクを負担することには合理性がある。」

ブラウン「当社としては、長期的に安価でクレジットを購入できることが重要であると考えている。10米ドルではどうか。それを条件に、国連のCDM理事会の登録が得られたのであれば、その後、実際のモニタリングで思ったようなクレジットが得られない場合のリスクは負担しても良い。契約書上は、前払金は返還される旨を明記しておいてほしい。そうでないと、前払金は支払えない。また、前払金を支払う相手はグリーン社であるが、今回の前払金の支払いは貴社の要請によるものなので、グリーン社による前払金の返還については、レッド社が保証することにして欲しい。」

スミス「合弁の趣旨に反しない範囲でならいいだろう。子解した。」

c. 以上のようなやり取りを経て、結局、2009年8月、別紙7の排出権購入契約が締結された。また、別紙7の契約とは別に、レッド社はブルー社に対して、別紙8の書面を

差し入れている（別紙 8 の書面は、別紙 7 の契約への署名のためにオータがレッド社を訪れた際に、ノムラからオータに対して手交された）。

22. a. 2010 年に入ると、これらのプロジェクトについて深刻な問題が生じた。
- b. まず、2010 年 3 月、レッド社にライセンスしたのと同じ二酸化炭素排出量削減のための技術をブルー社がネゴランド電力にライセンスしたことが報道された。ライセンス料は 30 万米ドルであり、既にネゴランド電力はブルー社に対してライセンス料 30 万米ドルを支払済みである。しかし、まだ技術導入のための具体的な作業（設計、部品等の購入など）は始まっておらず、前記のライセンス料以外に、ネゴランド電力が今回の技術導入のために支払った費用はない。
- c. この報道を受けて、ネゴランド国政府から、レッド社だけではなくネゴランド電力も導入できるような技術を導入しただけでは、「最も」環境保護に貢献した発電会社として報奨金を与えることはできないという理由で、2010 年 1 月に通知のあった報奨金についての内定は取り消すこととなったとの連絡があった（2009 年は該当者なしとされた）。
- d. なお、ネゴランド電力は、レッド社とブルー社とのライセンス契約の詳細や、レッド社に対して報奨金の内定があったことを知らなかった。
- e. この点に関し、レッド社は直ちに、ブルー社に対して、両社間の基本合意によれば、少なくとも 2011 年 1 月末までの間は、ブルー社はレッド社以外と取引をしてはならないこととなっているにも関わらず、ネゴランド電力にライセンスしているのは約束違反であるので、直ちにネゴランド電力とのライセンス契約を解消すべきこと、および、ブルー社がネゴランド電力にライセンスしたことによって、本来レッド社がネゴランド国政府から受領することができた報奨金が受け取れなくなったとして、報奨金額である 100 万米ドルを賠償すべきこと（ブルー社がネゴランド電力に対してライセンスしなければ、レッド社が 100 万米ドルの報奨金を受領できたことは確実であり、そのことは、ブルー社もネゴランド電力とのライセンス契約締結前から知っていた。また、レッド社が今回の火力発電所でのブルー社の二酸化炭素削減技術の導入に関して、将来、今回の報奨金を受ける可能性はないことについては争いがない。）、
- を通知した（なお、実際の二酸化炭素排出削減量が補助金の申請に記載した計画量を大きく下回った場合であっても、報奨金は取り消されない）。
- f. これに対してブルー社からは、
- ①両社間の基本合意は、当該合意に記載された 3 つの取引が、別紙 5、6、7 の締結により一応結実したことによって既にその役割を終えていること、
 - ②ネゴランド電力に対する今回の技術ライセンスは、ネゴランド国政府からの強い要請に従って 2010 年 3 月にライセンスしたものであり、~~ライセンス料も特別な水準のものであること、~~
- 等の反論がなされている。
- g. ②の点については、2010 年 1 月、ネゴ 3 世の長男で、ネゴランド国環境大臣であり、ネゴランド電力の大株主でもあるロバート王子からオータに対して強い要請があり、オータとしてはネゴランド国の政治に強い影響力を有する王族からの直接の依頼であるた

めに拒否できないと考えたことが明らかになっている。ロバート王子からの要請を受けたオータは、その翌日にネゴランド国で開催された電力業界の懇親会でノムラと会った。その際、ノムラに対して、「一般に、ロバート王子からの要請というのは断れるものなのか」と尋ねた。ノムラは、「いや、電力業界ではオレンジのレベルからの要請でも無視できない。ましてや、電力業界のみならず、政界全般に強い影響力を有しているロバート王子の要請を断るとするのは相当難しいことで、実際には不可能である。何かあったのか。」と答えた。オータが、「火力発電所への技術導入の件で、ネゴランド電力と会ってみよう頼まれている。」という、ノムラは、「会ってみるくらいならば仕方ないのではないか。ロバート王子の要請を断って解散に追い込まれた会社も何社かあるから注意することだ。」と答えた。

h. さらに悪いことに、ブルー社の技術を導入した火力発電所における二酸化炭素の排出削減量が、ネゴランド国政府への補助金の申請に記載した計画量を大きく下回ることが判明した。その理由は、申請前の調査不足にあった。申請前の調査では、3カ所の火力発電所について現地調査を行ったが、現地調査を行った発電所については計画通りの二酸化炭素排出量を実現できたものの、現地調査の対象外であった発電所については、調査対象となった発電所と比較して、設備が老朽化していたため、二酸化炭素の排出量の削減効果は10%にとどまった。もし、予めブルー社が調査対象外であった発電所を調査していたならば、調査対象外の発電所における排出削減効果が従来比10%減にとどまったであろうことを確認できたことについては争いはない。また、全ての発電所を調査できていたら、老朽化した発電所については装置を追加することにより、老朽化した発電所についても相当の二酸化炭素排出量削減を実現でき、3000万米ドルの補助金を得られたことについても争いはない。

i. この結果、ネゴランド国政府はレッド社に対して、計画を下回る排出削減量しか実現できなかった発電所に対応する補助金額である1500万米ドル（3000万米ドルの半分）の返還を請求した。

j. レッド社は、補助金の返還を余儀なくされたのは、ブルー社が提供した技術が当初の計画を満たすような水準のものでなかったこと、及び、専門業者として必要なアドバイス（全ての発電所を現地調査しなくてはならないということ等）を怠ったこと、が原因であると主張して、1500万米ドルの損害賠償を求めている。これに対して、ブルー社は、ブルー社は全ての発電所を現地調査する必要があることは伝えており、それにもかかわらず、時間がないと主張して調査を限定するように主張したのはレッド社であると反論した。また、レッド社が老朽化した発電所も含めて選定していれば、今回のようなことはなかったものであり、責任はレッド社にあると主張した。実際、もし、老朽化した発電所を調査していれば、今回のような補助金の返還という事態を避けることができたことには争いはない。レッド社は、老朽化した発電所を調査対象に加える必要があるならば、明確にそのようにすべきであった、と反論している。

23. a. バイオマス発電所については、CDMの申請手続は順調に進み、国連のCDM理事会の登録も獲得することができた。また、ネゴランド国政府からも、建設費3000万米ドルのうち30%という割合での補助金900万米ドルを獲得することができ、無事建設が完

了した。しかし、実際に運転してみると、全く期待した出力を出すことはできなかった。レッド社とブルー社が共同で調査した結果、実際の発電に用いられた鶏フンと木くずはアービトリア国のものとは成分が相当異なること、このため、薬品がうまく作用せず燃焼効率が低下したことが判明した（この点については争いはない）。レッド社によって、当初のサンプルとして提供された鶏フン・木くずを提供した農家はネゴランド国の大手の農家であり、バイオマス発電所への鶏フン・木くずの供給の中核となる農家となることがレッド社・ブルー社によって期待されていたが、建設がほぼ完了したころ、この農家の地域で大洪水があり、鶏フン・木くずの調達が困難になった。スミスは直ちに電子メールで、大洪水があり、鶏フン・木くずの調達が困難になったという事実をブラウンに伝えたが、合弁契約では鶏フン・木くずの調達について責任を負うのはレッド社であったので、次のような電話でのやり取りを経て、レッド社が責任をもって鶏フン・木くずを調達することとなった。

ブラウン「大洪水があったと聞いたが、発電に必要な鶏フン・木くずはちゃんと調達できるのか。」

スミス「色々手を尽くしている。なんとかなるのではないかと思う。」

ブラウン「鶏フン・木くずがなければ、発電はできないので、しっかりと欲しい。難しいようであれば、早めに連絡して欲しい。」

スミス「分かった。」

b. そこで、レッド社は急ぎよ、新たな農家を探して、何とか必要量の鶏フン・木くずを調達したが、ネゴランド国内での調達は難しく、大半を隣国から調達したため、成分が異なることとなったのが理由であった（ネゴランド国内で調達される鶏フン・木くずの成分はサンプルと同一である）。隣国から調達したという事実については、レッド社はブルー社に対して説明していない。なお、当時の状況では、当該隣国からの調達以外に必要な量を確保することはできなかった（レッド社は以前にブルー社から、アービトリア国でもブルー社が運営するバイオマス発電所の発電に必要な量の調達は簡単ではないという話を聞いており、実際、今回の事態に際してもアービトリア国からの調達する余地はなかった。）。なお、レッド社は隣国の鶏フン・木くずの成分を事前に調査することはなかった。

24. 実際の出力が計画の出力を大きく下回ったことから、補助金の取消に関するネゴランド国のエネルギー庁の調査が行われた（この時点で初めて、レッド社は隣国の鶏フンと木くずを使ったことをブルー社に伝えた）。調査の翌日、ボブ・オレンジからノムラに対して、「このままでは補助金の取消は確実である。補助金の取消となれば、大変な支出だろうし、前回の火力発電所の件に引き続きなので、レッド社のイメージダウンにもなるだろう。レッド社が誠意を見せるのならば、私の力で今回のことは収めておいてもよい。」との連絡があった。ネゴランド国では、ここでの「誠意」は5万米ドル程度の現金の支払いを意味することは、企業のトップであれば誰でも知っていることであった。ノムラはオータに対して、このオレンジとの会話について連絡し、オータに対して5万米ドルを折半することを求めた。これに対してオータは、「それは賄賂である。賄賂を支払うことは、アービトリア国法によって禁止されている。当社が賄賂を支払うことはない。また、今回の事業はレ

ッド社とブルー社の共同事業なので、レッド社が賄賂を払ったとしても、それが発覚すれば、当社が共犯に問われる可能性もある。絶対に支払わないでほしい。」と答えた。ノムラは、「この程度のお金の支払いは我が国では誰でも行っていることである。確かに、賄賂はわが国でも違法だが、オレンジのような政府高官が賄賂で捕まったことはないし、内部告発でもない限り、絶対に発覚しない。当社もこの程度の額を過去に政府高官に支払ったことがあるが、一度も発覚したり、問題となったことはない。」と答えた。ネゴランド国では賄賂については、贈賄側・収賄側とも、最高で1万米ドルの罰金又は3年以下の懲役が課せられることになっているが、オレンジのような政府高官や王族関係者に関して贈収賄による処罰がなされことは過去10年にわたって一度もない。オータは、「内部告発が怖いのだ。わが国では、内部告発は珍しいことではない。また、出力についても、半年待ってもらえれば、隣国の鶏フンと木くずを利用して、アービトリア国におけるのと同じような出力を実現できる自信がある。あと半年様子をみてくれるよう合弁会社に出向中の当社の職員らが懸命にエネルギー庁と交渉している。彼らの報告では、エネルギー庁の職員達は、半年間待ってくれるとありがたい。だから、今の時点で慌てて賄賂を払うことはやめてくれ。もし、賄賂を払うならば、全ての協力関係は清算せざるを得ない。」と答えた。ノムラは、「もし補助金が取消になったら責任は取ってくれるのか。」と尋ねた。オータは、「そのようなことにはならないはずだが、当社が負うべき責任はしっかりと果たす。」と答えた。ノムラは、「分かった。今回は貴方の顔を立てよう。」といい、オレンジに対して金銭を支払うことはなかった。

25. a. オレンジからの電話の1カ月後、エネルギー庁から合弁会社に対して、補助金の取消通知が送付された。通知によれば、合弁会社は半年以内に補助金額900万米ドルを政府に返還しなければならない。合弁会社の役職員は慌ててエネルギー庁に対して補助金取消となった理由を尋ねたが、「規則に照らして判断しただけである」との回答があるのみであった。ネゴランド国において、こうした政府の判断を争えるような実質的な手段はない。また、現在、グリーン社には手許資金が全くなく、補助金の返還は一切できない。ネゴランド国法上、グリーン社が補助金を返還できない場合には、出資者であるレッド社及びブルー社が補助金額を支払わなければならないとされている。

b. レッド社はブルー社に対して、補助金取消となったのは、ブルー社が約束した性能が実現しなかったことや、オレンジへの支払いを拒んだことが原因であると主張し、900万米ドル全額の支払いを求めた。これに対してブルー社は、計画した性能が実現しなかったのはレッド社が十分な調査期間を与えなかったこと、及び、実際に用いるサンプルとは異なるものを持ってきたことが原因であると反論し、レッド社が900万米ドル全額を負担すべきこと、そうでなくても、900万米ドルは合弁契約に基づき、折半されるべきであることを主張している。後者の点については、レッド社は、地域によって鶏フンや木くずの内容が異なることは知らなかったし、そうしたことがバイオマス発電の発電効率に影響するという説明は受けていなかったと主張している。

26. a. 支払期限の直前になっても解決しなかったことに加え、レッド社からブ

ルー社に対して、「当社は直ちに 450 万米ドルを支払うような手許資金はない」との通知があった。支払期限までに支払を行わない場合には、最高数百万米ドルの罰金が科せられるのに加え、今後のネゴランド国での事業にマイナスの影響があることが予測された。この点に関して、スミスとブラウンとの間で、次のようなやりとりがなされた。

ブラウン「450 万米ドルを支払うような手元資金がない、とはどういうことか。」

スミス「急に、そのような額を支払えと言われても困るという意味だ。何よりも、今回の事態の責任はブルー社にあるので、当社にはそのような資金を支払う義務はない。」

ブラウン「期日までに支払わなければ、罰金が科せられてしまうし、今後の合併事業に悪影響があるかもしれない。」

スミス「その点であれば、オレンジ氏に頼んで、少し待ってもらうこともできる。両社の間で責任関係があいまいなまま、当社として支払を行うことはできない。」

ブラウン「オレンジ氏に賄賂を渡すのか。それは容認できない。そこまでいうならば、当社で支払っておくが、後日、貴社の負担分を請求する。」

スミス「貴社が支払いを行うのは貴社の自由であるが、当社としては支払うつもりはない。」

b. 以上のやりとりの後、ブルー社は 900 万米ドルをネゴランド国政府に支払った。ブルー社は 900 万米ドル、最低でも 450 万米ドルはレッド社が負担すべきものであると主張している。

27. また、CDM についても、モニタリングの結果、十分な成果が上がらないということから、クレジットは発行されなかった(もし、バイオマス発電所が予定通りの出力を発揮していたら、GER は確実に発行されていたことについては争いはない)。このため、ブルー社は、別添 7 の契約書 3.1 条に基づき契約を終了させるとともに、レッド社が前払金の返還を保証したことを根拠に、前払金全額の支払いを求めた。しかし、レッド社は、ブルー社との口頭の約束によれば、CDM 理事会の登録さえ得られれば前払金は返還しなくてもよいとなっていたこと、及び、今回、十分な成果が上がらなかったのはブルー社の責任であることを理由に、前払金額の支払いに応じていない(グリーン社に前払金の返還義務がある場合には、別紙 8 の保証によりレッド社が必要な金額を支払うこと、その場合には、レッド社はグリーン社に対して保証履行した金額についての求償権を有することについては争いはない)。また、レッド社は、仮に前払金額を支払う場合であっても、グリーン社はレッド社とブルー社が 50 : 50 で持分を有する会社であるので、レッド社が支払うべき金額はせいぜい前払金額の半額に留まるべきである、と主張している。

28. a. 以上の紛争について、レッド社とブルー社は交渉による解決を試みたが決着しなかった。このため、二酸化炭素排出量削減技術の件についてはレッド社が申立人、ブルー社が被申立人、他方、バイオマス発電の件についてはブルー社が申立人、レッド社が被申立人となって、仲裁に付すことが合意された。

b. 仲裁人からは、12 月 4 日の期日には、特に以下の点について双方の当事者の主張を聞く予定であるので準備をしておくこと、また、所定の期日までに主張の概要をまとめ

た準備書面を提出すべきことについて指示があった（なお、準備書面においては、本問題文にあらわれている各当事者の主張については、主張立証責任がいずれの当事者にあるかにかかわらず、必要な検討を行うこと）。なお、ネゴランド国の会社法の概要は別添9のとおりである（ラウンドA、ラウンドBに共通である）。また、ラウンドAでは、パラグラフ30以下の事実及び秘密情報に記載された事実は判明していないものとする。

（1）論点1：二酸化炭素排出量削減技術取引

①ブルー社はネゴランド電力に対するライセンス供与を直ちに終了せよ、100万米ドルを支払えとのレッド社の請求は認められるべきか。

②ブルー社はレッド社に対して1500万米ドルを支払う義務を負うか。

（2）論点2：バイオマス発電取引

①レッド社はブルー社に対して900万米ドルあるいは450万米ドルを支払う義務を負うか。

②レッド社はブルー社に対して前払金額である150万米ドルを支払う義務を負うか。

29. 当日の審理については、原則として、以下のような順番で行われることとなった。ただし、当日、仲裁人と当事者の打ち合せにより修正することはありうる。

13:00～13:10 セッティング

13:10～13:15 論点1についてのレッド社側の冒頭陳述

13:15～13:20 論点1についてのブルー社側の冒頭陳述

13:20～14:40 論点1についての審理

14:40～15:00 休憩

15:00～15:05 論点2（ブルー社の反対申立て）についてのブルー社側の冒頭陳述

15:05～15:10 論点2についてのレッド社側の冒頭陳述

15:10～16:30 論点2についての審理

16:30～16:40 レッド社、ブルー社からの最終弁論

16:40～17:00 仲裁人からの講評

<交渉>

30. レッド社とブルー社との間争いについては、既に仲裁に付託することとし、仲裁を申し立てたが、まだ仲裁手続は始まっていない。レッド社とブルー社が、改めてこれらの争いを当事者間での交渉によって解決すべく交渉のテーブルにつくことになった。この交渉期日に交渉が纏まらなければ、あとは仲裁手続を淡々と進めるだけである。火力発電所における二酸化炭素排出量の削減技術については、ブルー社がネゴランド電力とのライセンス契約を継続する一方でブルー社が 100 万米ドルを支払うこと、レッド社が返還を余儀なくされた補助金 1500 万ドルについては半額をブルー社が支払うことで合意が調っている。残っているのは、以下の 2 点である。

- ①バイオマス発電に関する補助金の返還に関して、レッド社はブルー社に 900 万米ドルを支払うか。
- ②レッド社はブルー社に対してクレジット購入契約に関する前払金を返還するか。

31. a. ただし、二酸化炭素排出量削減技術とバイオマス発電のいずれについても、当初のトラブルの後、新たな事情が発生している。

b. 二酸化炭素排出量削減技術との関係では、日本のグレイプ電力が、ブルー社と同レベルの技術を開発したとの報道がなされている。但し、日本のグレイプ電力は、これまでは日本国内での電力事業に集中しており、ネゴランド国を含む外国の電力会社に対して技術を提供したことはない。

32. バイオマス発電については、洪水の影響は解消してネゴランド国内で安定した鶏フン・木くずの調達が可能になるとともに、グリーン社では既にネゴランド国で調達できる鶏フンと木くずから、高い燃焼効率を実現する技術の開発に成功しており、現在では当初予定した 53 万キロワットの出力を問題なく実現しており、その後のモニタリングによってクレジットが発行されている。現在のグリーン社は収支がトントンといった状況である。最近、レッド社とブルー社が共同で行った調査によれば、現在のグリーン社の企業価値は、200 万米ドルである。他方、つい最近、ネゴランド国政府は、エネルギー安全保障の観点から、エネルギー産業について国家の関与を強化する方針を示した。具体的には、ネゴランド国企業と外資企業との合弁比率を 50 対 50 ではなく、ネゴランド国企業の持分を多くすることを勧奨し、そのために、ネゴランド国企業の持分が 50% を上回る合弁会社について対しては、ネゴランド国企業の持分比率が 50% 以下の合弁会社についての比べて、法人税率が 30% であるところ、それを 2015% に引き下げるという優遇するという政策を発表している。こうした政府の方針の変更を受けて、レッド社からは、合弁会社の持分比率を 60 対 40 に変更すること、といった提案がなされている。

33. a. 以上のような争いの解決とは別に、新しい動きも出ている。環境保護の観点から、レッド社としては水力発電所の建設にも力を入れていきたいと考えていた。ま

た、ブルー社の側としても、排出権を購入したいというニーズを抱えていた。このような両社のニーズを満たすため、レッド社が建設作業中である小型の水力発電所を10か所について、レッド社とブルー社との間で、排出権取引を行おう新設しようという案が持ち上がっている。

b. 交渉の焦点となっているのは、価格である。今回は、前払金は予定されていない。今回の交渉の対象となっている水力発電事業が稼働するのは2011年末であり、2012年までの京都議定書の枠組みの中でクレジットを得られるのは2012年のみである。2012年までの引渡し分について、レッド社としては、価格は1トンあたり14米ドルを主張し、ブルー社は8米ドルを主張している。2013年以降については、ポスト京都の枠組みの先行きが不透明であるが、ネゴランド国政府とアーボトリア国政府は、二国間協定を締結し、企業がネゴランド国において排出量の削減の実績を挙げた場合には、その実績をアーボトリア国内における当該企業の排出量の削減実績として扱うという二国間の枠組みを創設し、2013年から発効させることを公表している。しかし、その具体的な中身については、まだ明らかになっていない。2013年以降にどのように対応するかについても、議論する必要がある。

34. また、2009年2月に締結された基本合意書の扱いに関連して、何らかの新しい基本合意書を締結すべきかどうかとも議論する必要がある。いずれにしても、2009年2月の基本合意書は既に古くなっているため、その取扱については確認しておく必要がある。

35. 最後に、オレンジとの関係である。オレンジは依然としてエネルギー庁の高官であり、当面、その地位を退く気配はない。オレンジはバイオマス発電の際のオレンジの申し出をレッド社・ブルー社が拒否したことを根に持っているといううわさもある。レッド社は、今後の事業活動のためには、オレンジとの関係を修復しておくことが重要であるとし、オレンジと面談したうえで、ある程度の贈り物をしておくことは避けられないのではないかと、言っている。また、今後のビジネスを続けていくうえで、前回と同じようなオレンジからの要求もあるかもしれない。この点についても、両社間の意見を調整しておく必要がある。

36. 12月5日の交渉には、レッド社からは、ナーガタ副社長、電力事業部長、経営企画部長、環境部長、法務部長が参加し、ブルー社からは、副社長、国際部長、技術開発部長、環境部長、法務部長が参加する予定である。

別紙 1

レッド社の概要

名称：レッド電力株式会社

設立：1998年5月1日

資本金：11億米ドル

株式：ネゴランド国証券取引所に上場

売上高：24.15億米ドル（2009年）

販売電力量：345億 kWh（2009年）

発電所：火力発電所 20カ所

水力発電所 3カ所

風力発電所 1カ所

CO2 排出量：0.73 kg-CO2/kWh（販売電力量あたり）（2009年）

社長：ノムラ

財務状況の推移

（億米ドル）

	2005	2006	2007	2008	2009
売上高	15.00	17.45	19.01	21.25	24.15
営業利益	1.73	1.82	2.23	2.20	2.25
経常利益	0.82	0.94	1.04	1.05	1.18
当期純利益	0.32	0.45	0.61	0.63	0.75

別紙 2

ブルー社の概要

名称：ブルー電力株式会社

設立：1951年4月1日

資本金：45億米ドル

株式：アービトリア国証券取引所に上場

売上高：~~2452000~~億米ドル

販売電力量：1,400億 kWh

発電所：水力発電所 130か所（20%）

火力発電所 15か所（49%）

原子力発電所 3か所（28%）

バイオマス発電所 2か所（3%）

CO2 排出量：0.32 kg-CO2/kWh（販売電力量あたり）（2009年）

社長：オータ

財務状況の推移

（億米ドル）

	2005	2006	2007	2008	2009
売上高	244	240	240	245	245
営業利益	33	36	30	23	22
経常利益	18	25	22	19	15
当期純利益	12	15	14	10	8

別紙 3

ブルー社が取り組んできた CDM 案件一覧

プロジェクト名	ホスト国	アービトリア国承認年月	申請時排出削減量予測 (トン Co2/年)	状況	既発行 CER の数量
水力発電プロジェクト	A 国	2009 年 11 月	180,000	CDM 理事会審査中	
水力発電プロジェクト	A 国	2009 年 11 月	22,000	CDM 理事会登録済み	未
水力発電プロジェクト	B 国	2009 年 7 月	66,000	ホスト国承認済み	
水力発電プロジェクト	B 国	2009 年 7 月	100,000	CDM 理事会登録済み	未
水力発電プロジェクト	B 国	2008 年 12 月	25,000	ホスト国承認済み	
炭鉱メタン利用プロジェクト	B 国	2008 年 10 月	190,000	CDM 理事会登録済み	2009 年: 95130、 2010 年: 152427
水力発電プロジェクト	B 国	2008 年 9 月	68,000	ホスト国承認済み	
バイオマス発電プロジェクト	C 国	2008 年 7 月	48,000	CDM 理事会登録済み	
水力発電プロジェクト	A 国	2007 年 11 月	36,000	CDM 理事会登録済み	
埋立処分場ガスプロジェクト	D 国	2007 年 7 月	58,200 582,00	CDM 理事会登録済み	2008 年: 40131 2009 年: 180368
水力発電プロジェクト	B 国	2006 年 7 月	42,000	CDM 理事会登録済み	
水力発電プロジェクト	B 国	2006 年 7 月	52,000	CDM 理事会登録済み	2009 年: 15350

AGREEMENT

This Agreement is entered into as of January 15, 2009 by and between Red Electric Power Co. (“Red”), a Negoland corporation, and Blue Electric Power Co. (“Blue”), an Arbitria corporation.

1. Red and Blue agree that both companies shall cooperate each other to enhance their business in Negoland and Arbitria in the following business areas:

(a) reduction of the emission of greenhouse gas, including but not limited to carbon dioxide, methane, nitrous oxide, hydro-fluorocarbons, per-fluorocarbons and sulfur hexafluoride; and

(b) biomass power generation project(s).

2. The parties shall hold periodic meetings at least once every one (1) month to review and update the status of on-going activities of the parties concerning the above business areas and to discuss additional areas for cooperation between the parties.

3. The parties shall commence discussion for the purpose of entering into a formal agreement on the following projects as soon as possible:

(a) Reduction of the emission of greenhouse gas

Blue is expected to grant a license of its technology to Red for the reduction of the emission of greenhouse gas at Red’s thermal power generation facilities; and

(b) Biomass power generation

The parties will jointly prepare a plan of the construction of a biomass power generation facility in Negoland.

4. In relation to the biomass power generation, the parties shall apply for the credit under the Clean Development Mechanism, and Blue shall purchase all Certified Emission Reduction which could be obtained from the project, subject to the terms and conditions to be agreed later.

5. Red is responsible for obtaining the subsidy from the Negoland government and shall use its best efforts to obtain such subsidies from the Negoland government for the projects conducted under this Agreement.

6. The parties agree to deal exclusively with each other in good faith with respect to the projects contemplated herein for a period of two years from the date of the Agreement.

7. The parties will keep all confidential information obtained in connection with this Agreement, excluding the information in public domain, strictly confidential and will not use such confidential information for other purposes of the joint activities of the parties.

Red Electric Power Co.

Blue Electric Power Co.

LICENSE AGREEMENT

THIS AGREEMENT, made and entered into as of 1st day of May, 2009, by and between Red Electric Power Co., a Negoland corporation ("LICENSEE") and Blue Electric Power Co., an Arbitria corporation ("LICENSOR"):

ARTICLE 1 DEFINITIONS

As used throughout this Agreement, the following terms shall have the meanings set forth respectively as follows:

1. "Technology" means all information, data, material and know-how regarding the reduction of the emission of Carbon Dioxide from the Facilities which LICENSOR is obliged to disclose or give to LICENSEE pursuant to Article 2, paragraph 21 of this Agreement.
2. "Facilities" means the thermal power plants owned and managed by LICENSEE in the Territory as listed in Schedule 1 of this Agreement. (注：Schedule 1にはレッド社が保有する全ての火力発電所が列挙されている)
3. "Territory" means Negoland.
4. "Effective Date" means 10th day of May, 2009.

ARTICLE 2 DISCLOSURE

1. Within thirty (30) days after the Effective Date of this Agreement, LICENSOR shall provide LICENSEE with all information, data, materials and know-how which LICENSOR possesses at its free disposal regarding the Technology.
2. LICENSOR agrees that, at reasonable intervals and during regular business hours and at convenient times arranged in advance by mutual consent of the parties hereto and at LICENSEE's expense, personnel of LICENSEE may visit the Facilities of LICENSOR where the Technology is used or otherwise available, and may inspect such Facilities and consult with technical personnel of LICENSOR who are skilled in the Technology.

ARTICLE 3 GRANT OF LICENSE

LICENSOR hereby grants to LICENSEE a license in the Territory to use the Technology in the Facilities.

ARTICLE 4 CONSIDERATION

LICENSEE shall pay to LICENSOR the sum of five hundred thousand United States Dollars (U.S.\$500,000) within thirty (30) days after the Effective Date of this Agreement.

. . .

ARTICLE 7 REPRESENTATIONS AND DISCLAIMERS

1. LICENSOR represents that the Technology shall be the best technology that LICENSOR possesses at the time of its disclosure to LICENSEE.
2. Except as otherwise provided herein, LICENSEE shall hold LICENSOR harmless against all liabilities, demands, damages, expenses, or losses arising out of the application or use by LICENSEE of the Technology disclosed pursuant to this Agreement.
3. The parties agree that it shall be the sole responsibility of LICENSEE to comply with all Negoland laws and regulations relating to the use of the Technology in the Territory.

. . .

ARTICLE 10 FORCE MAJEURE

If either party is rendered unable, wholly or in part, to carry out any of its duties or obligations under this Agreement by the reason of "Force Majeure", such party shall forthwith give written notice thereof to the other party (such notice briefly to describe the circumstances causing such inability), and thereupon, to the extent that the party giving such notice is unable to perform under such circumstances, shall not be held liable for the failure caused by such Force Majeure.

"Force Majeure" means requisition or interference by any government, state or local authority, war, strike, lockout, riot or epidemic diseases, act of God, or any other circumstances whatsoever over which LICENSOR or LICENSEE, as the case may be, shall have no control.

ARTICLE 11 ARBITRATION

In the event of any controversy or claim arising out of or relating to any provision of this Agreement or the breach thereof, the parties shall try to settle the problem amicably

among themselves. Should they fail to agree, the matter in dispute shall be finally settled by arbitration to be held in Tokyo, Japan, pursuant to the UNCITRAL Arbitration Rules.

ARTICLE 12 TERMINATION

1. Either party may forthwith terminate this Agreement by giving a written notice thereof in the following cases:

- (i) In case of bankruptcy or insolvency of the other party or
- (ii) In case of voluntary or involuntary liquidation of the other party.

2. Either party may forthwith terminate this Agreement by giving written notice of termination to the other party, if such other party has failed to fulfill any of its obligations hereunder and has not corrected such default within sixty (60) days after written notice thereof by the non-defaulting party.

ARTICLE 13 APPLICABLE LAW

This Agreement shall be governed by and construed in accordance with UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts 2004.

ARTICLE 14 WAIVER

No waiver by either party of any breach of any of the terms or conditions herein provided to be performed by the other party shall be construed as a waiver of any subsequent breach, whether of the same or of any other term or condition hereof.

ARTICLE 15 MODIFICATION

No change in, modification or waiver of any of the terms or conditions of this Agreement shall be effective unless agreed to in writing and signed by a duly authorized representative of each of the parties.

ARTICLE 16 TERM

This Agreement shall take effect upon the Effective Date and, unless earlier terminated as hereinbefore provided, shall remain effective until the expiration of the fifth (5th) year after the Effective Date

IN WITNESS WHEREOF, the parties hereto have executed this Agreement as of the date first above written.

Red Electric Power Co.

By _____

Title: _____

Blue Electric Power Co.

By _____

Title: _____

JOINT VENTURE AGREEMENT

THIS AGREEMENT made as of July 1, 2009, by and between Red Electric Power Co., a corporation duly incorporated and existing under the laws of Negoland (“Red”) and Blue Electric Power Co., a corporation duly incorporated and existing under the laws of Arbitria (“Blue”).

THE PARTIES AGREE as follows:

1. Joint Venture Company

1.1 Red and Blue shall cause establish a business corporation under the laws of Negoland in accordance with the terms of this Agreement to be named Green Biomass Power Corporation (“Green”).

1.2 The purpose of Green is the construction and operation of biomass electric power generation in Negoland.

1.3 The initial paid-in capital of Green shall be US\$2,000,000. Red shall contribute US\$1,000,000 and Blue shall contribute US\$1,000,000.

1.4~~3~~ Transfer of Green shares shall be subject to the approval of the Board of Directors of Green.

2. Corporate Governance of Green

2.1 As the organs of the company, Green shall have 1) General Meeting of Shareholders, 2) Board of Directors, 3) a Representative Director and 4) Statutory Auditors.

~~2.1~~2 The number of directors of Green shall be four. Two directors shall be nominated by Red and the remaining two by Blue.

. . .

6. Important Corporate Actions of Green

6.1 The following actions shall require an affirmative majority vote of the Meeting of the Board of Directors:

a) Adoption and modification of annual business plans, budgets and capital expenditure budgets;

b) Borrowing, lending or extending credit, at any one time, in excess of US\$ 100,000;

c) A transaction which would cause the total borrowing, lending, credits, guaranty and indemnity outstanding to exceed US\$ 100,000;

- d) Any agreement relating to intellectual property rights covered by the License Agreement dated May 1, 2009 between Blue and Red;
- e) Initiating or terminating litigation, arbitration or administrative proceedings;
- f) Any decision which would materially affect the scope of business of Green or which would materially affect the financial condition of Green.

6.2 The following actions shall require unanimous vote of the shareholders of Green:

- a) Amendment to the Articles of Incorporation;
- b) Change in the number of shares that Green is authorized to issue;
- c) Creating different classes of shares including preferred shares;
- d) Listing and delisting of the shares of Green on a stock exchange;
- e) Sale, transfer or disposal of a material part of the business or assets of Green;
- f) Dissolution or liquidation of Green.

. . .

9. Business Plan and Budget

9.1 The Representative Director each year shall submit to the Board of Directors detailed reports of the business activities and financial conditions of Green and shall also submit for approval a business plan and the budget for the following fiscal year. If the parties fail to agree on the business plan and budget for the following year, the dissatisfied party may propose purchase of that party's entire share in Green by the other. Unless the offeree promptly responds favorably, the process provided for dealing with deadlock shall be followed as expeditiously as possible depending on the urgency of the matter.

. . .

11. Deadlock

11.1 If a decision is not made at a Meeting of Shareholders or by the Board of Directors because of a tie vote, the directors of Green shall seek to find a way of resolving the relevant issues. If they are not successful after three business days, the matter shall be referred to a meeting of the top managements of Red and Blue.

. . .

14. Responsibilities of Parties

14.1 Both parties shall use their best efforts and shall cooperate with each other in good faith to make the business of Green to be successful.

14.2 Blue shall provide Green necessary technologies, information, patents and

know-how to build and operate the biomass power generation facility.

14.3 Red shall procure bird manure and wood waste which are necessary to operate the power generation facility.

14.4 In case that Green becomes liable to the third party other than the Parties because of its acts or omissions, both parties shall equally share the liability and take necessary steps to discharge such liability immediately, including but not limited to pay necessary amount of money to Green or such third party to compensate the loss caused by the illegal, negligent or inappropriate acts by Green.

. . .

16. Confidentiality

16.1 Each party shall keep in confidence and shall bind all the employees of Red, Blue and Green to keep in confidence all technologies disclosed to it in connection with the performance of this Agreement, other than information:

- a) which is generally available to the public at the time of disclosure;
- b) which has become generally available to the public through no fault of the receiving party;
- c) which the receiving party can show was in its possession before the disclosure; or
- d) which the receiving party can demonstrate was received from a person without an obligation of confidentiality.

17. Force Majeure

17.1 In the event of any failure or delay in the performance of this Agreement due to war, civil commotion, labor dispute, fire, natural disaster, or any other cause whatsoever beyond the reasonable control of a party so affected, the said party shall not be liable for such failure or delay, or results thereof. Upon the occurrence of any of the above events, the party affected by such event shall, without delay, notify in writing the other party of the same, and the parties hereto shall meet and discuss appropriate or necessary steps or actions to be taken to cope with the situation.

18. Assignment

18.1 Any assignment of any right or obligation under this Agreement without prior written approval of the parties shall be void.

19. Termination of the Agreement

19.1 This Agreement shall terminate when:

- a) Sale of shares of Green has failed and the offeror chooses to terminate;
- b) Failure to agree on the business plan and budget has occurred and the effort to

resolve deadlock has not been successful;

c) Material breach of this Agreement except that due to Force Majeure is not cured within 30 days and the party not in breach chooses to terminate;

d) Red and Blue agree on termination; or

e) Liquidation of Red or Blue voluntarily or otherwise; insolvency or bankruptcy of Red or Blue.

20. Settlement of Disputes and Governing Laws

20.1 Any dispute, controversy or difference which may arise between the parties out of or in relation to this Agreement or for the breach thereof shall be amicably settled by consultation among the parties.

20.2 All such disputes, controversies and differences, if not settled amicably, shall be finally settled by arbitration to be held at Tokyo, Japan, under UNCITRAL Arbitration Rules by three arbitrators.

20.3 In resolving disputes, the arbitrators shall take into consideration the UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts 2004 and shall apply rules of reason that the arbitrators find applicable.

21. Miscellaneous

21.1 This Agreement does not limit either party from independently engaging in activities involving the same subject matter as the present joint venture.

21.2 This agreement constitutes the entire agreement of the parties hereto with regard to the subject matter hereof, and there are no promises, terms, conditions, obligations or understandings, oral or written, express or implied, other than those contained herein except those mutually agreed to in writing between the parties after the execution of this Agreement.

. . .

IN WITNESS WHEREOF,

Red Electric Power Co.

Blue Electric Power Co.

By:

By:

CER Purchase Agreement

Date: August 10, 2009

Parties: Green Biomass Power Corporation, a company incorporated under the laws of Negoland (Project Entity) and Blue Electric Power Co., a company incorporated under the laws of Arbitria (Buyer), agreed as of August 1, 2009 as follows:

1 Definitions and Interpretation

Definitions

1.1 In this Agreement:

“CDM Executive Board” means the executive board of the Clean Development Mechanism that is constituted under Article 12, paragraph 4 of the Kyoto Protocol.

“CDM Registry” means the registry established and maintained by the CDM Executive Board pursuant to the International Rules to ensure the accurate accounting of CERs and the issuance, holding, transfer and acquisition of CERs.

“CER Unit Price” means the price nominated as such in Schedule 1.

“Certified Emission Reduction” or “CER” means the certified emission reductions issued by the CDM Executive Board in relation to the Project.

“Clean Development Mechanism” or “CDM” means the mechanism defined as such in Article 12 of the Kyoto Protocol.

“Convention” means the United Nations Framework Convention on Climate Change adopted in New York on May 9, 1992.

“Convention Secretariat” means the secretariat of the Convention established under Article 8 of the Convention at the first session of the Conference of Parties in 1995.

“COP/MOP” means the conference of the parties to the Convention serving as the meeting of the parties to the Kyoto Protocol.

“Crediting Period” means the period nominated as such in the PDD upon Registration.

“Delivery Schedule” means Schedule 2.

“Delivery Year” means each Year in which the Project Entity is required to Deliver CERs to the Buyer, where the first Delivery Year shall commence after the last day of the first Generation Year and where the last Delivery Year ends on the last day of the Term.

“Designated Operational Entity” or “DOE” means an entity designated by the CDM Executive Board on a provisional basis or designated by COP/MOP, based on the recommendation by the CDM Executive Board, as qualified to conduct:

(a) Validation of proposed CDM project activities in the same sector as the Project;

and/or

(b) Verification and Certification of GHG Reductions from CDM project activities in the same sector as the Project. Force Majeure Event means any act of God, peril of the sea, war, riot, insurrection, civil commotion, martial law, flood, earthquake, epidemic, quarantine, radiation or radioactive contamination, but does not include the fact that a Party lacks funds.

“Force Majeure Event” means any act of God, peril of the sea, war, riot, insurrection, civil commotion, martial law, flood, earthquake, epidemic, quarantine, radiation or radioactive contamination, but does not include the fact that a Party lacks funds.

“GHG Reductions” means the removal, limitation, reduction, avoidance, sequestration or mitigation of Greenhouse Gas emissions achieved by the Project, measured in metric tons of Carbon Dioxide Equivalence.

“Greenhouse Gas” or “GHG” means any of carbon dioxide, methane, nitrous oxide, hydro-fluorocarbons, per-fluorocarbons and sulphur hexafluoride, and any other substance recognized as a greenhouse gas under the international rules.

“Host Country” means Negoland.

“Kyoto Protocol” means the protocol to the Convention, adopted at the Third Conference of the Parties to the Convention in Kyoto, Japan on December 11th 1997.

“Project” means the biomass power generation project conducted by the Project Entity as a joint venture company in accordance with the Joint Venture Agreement as of

August 1, 2009 between Red Electric Power Co. and Blue Electric Power Co..

“Registration” means the formal acceptance by the CDM Executive Board of the Project as a CDM project activity.

“Registry Account” means the account nominated by the Buyer (prior to Delivery) in the CDM Registry or any other registry under the international rules, and to which the CERs sold under this Agreement are to be Delivered directly upon issuance by the CDM Executive Board.

2 Sale and Purchase of CERs

2.1 The Project Entity agrees to sell to the Buyer, and the Buyer agrees to buy from the Project Entity, the CERs at the CER Unit Price.

2.2 Every Delivery Year, the Project Entity will deliver to the Buyer all CERs issued in respect of the Project in that Delivery Year

2.3 Unless otherwise instructed by the Buyer, the Project Entity will deliver any CERs deliverable to the Buyer in a Delivery Year immediately after the issuance of those CERs.

2.4 Delivery of the CERs will be completed upon receipt of CERs directly into the Registry Account following issuance by the CDM Executive Board.

2.5 The Buyer must pay the Project Entity:

- (a) Upfront payment in the amount of US\$1,500,000; and
- (b) The CER Unit Price for each delivered CER within thirty(30) business days of receipt of the delivery

3 Buyer's Remedies for Non-Delivery

3.1 If the Project Entity does not deliver all of the CERs which it was obligated to deliver within fifteen (15) business days of the date on which it was required to deliver those CERs under this Agreement, the Buyer may terminate this Agreement.

3.2 In the case this Agreement is terminated under Article 3.1, the Project Entity shall return US\$1,500,000 which has been paid by the Buyer in accordance with Article 2.5 (a) of this Agreement.

4 Undertakings

4.1 The Project Entity must:

- (a) use its best endeavors to obtain Registration of the Project;
- (b) obtain and comply with all necessary approvals, licenses, permits, consents and authorizations necessary to implement and operate the Project and to perform its obligations under this Agreement;
- (c) appoint the DOEs and provide the DOEs with true and accurate information and necessary assistance with respect to the Project;
- (d) at all times operate and maintain its plant(s), machineries and equipments and other properties;
- (e) perform the Project with full consideration for the protection and preservation of the environmental and ecological systems of the Host Country; and
- (f) keep the Project insured in accordance with applicable laws and prudent industry practice in the Host Country.

4.2 The Buyer must:

- (a) assist the Project Entity as may reasonably be required in achieving Registration of the Project;
- (b) use its best endeavors to obtain written approval from the Arbitria government for the Project; and
- (c) take all steps reasonably necessary to assist the Project Entity to deliver CERs sold under this Agreement into the Registry Account.

5 Force Majeure Event

5.1 If a party ("Affected Party") is, or anticipates that it will be, unable to perform an obligation under this Agreement due to the occurrence of a Force Majeure Event, it must provide the other party (the "Non-Affected Party") with written notice providing full details of the Force Majeure Event (the "Force Majeure Notice") within five (5) business days of becoming aware of the relevant Force Majeure Event.

5.2 The Affected Party must take all reasonable steps to remove or mitigate the relevant effects of the Force Majeure Event.

5.3 If the Affected Party is unable to perform an obligation under this Agreement due to the occurrence of a Force Majeure Event, such non-performance:

- (a) will be permitted during the time and to the extent that performance is prevented, wholly or in part, by the Force Majeure Event; and

(b) will not give rise to any liability of the Affected Party to the Non-Affected Party for any losses or damages arising out of, or in any way connected with, such non-performance.

6 Termination

6.1 This Agreement terminates upon.

(a) December 31, 2012; or

(b) the date specified in a written notice by a party entitled to terminate the Agreement earlier in accordance with any provisions of this Agreement.

7 General

7.1 This Agreement is governed by and construed in accordance with UNIDROIT Principles for International Commercial Contract 2004.

7.2 This Agreement may only be varied by a document signed by or on behalf of each of the parties.

7.3 Any waiver or consent given by any party under this Agreement will only be effective and binding on that party if it is given or confirmed in writing by that party.

7.4 No waiver of a breach of any term of this Agreement will operate as a waiver of another breach of that term or of a breach of any other term of this Agreement.

7.5 Any consent referred to in, or required under, this Agreement from any party may not be unreasonably withheld, unless this Agreement expressly provides for that consent to be given in that party's absolute discretion.

7.6 To the extent permitted by law, this Agreement embodies the entire understanding of the parties and constitutes the entire terms agreed upon between the parties and supersedes any prior agreement or representations (whether or not in writing) between the parties, but nothing in this clause limits or excludes any liability for fraud in relation to this Agreement.

Green Biomass Power Corporation

Blue Electric Power Co.

BY

BY

別紙 8

2009 年 8 月 9 日

ブルー社御中

レッド社とブルー社との間の合併契約の趣旨に反しない範囲において、グリーン社とブルー社との排出権購入契約に関して、ブルー社がグリーン社に対して提供する前払金 150 万米ドルについて、グリーン社がブルー社に返還する必要がある場合には、当社は前払金 150 万米ドルの返還を連帯して保証します。

レッド社
スミス

ネゴランド国会社法の概要

100 条 株主の責任は、当該株主が株式を引き受ける際に支払った額を限度とする。

101 条 株主は、剰余金の配当を受ける権利、残余財産の分配を受ける権利、株主総会における議決権を有する。

102 条 会社は、剰余金の配当、残余財産の分配、株主総会における議決権について、異なる内容の株式を発行することができる。

103 条 会社は、その有する株式の内容に応じて、株主を平等に扱わなければならない。

200 条 株主総会で決議すべき事項は、本法律および定款で定めるところによる。

201 条 株主総会の決議は出席株主の過半数による。

202 条 以下の事項については、株主総会の決議によらなければならない。

①剰余金の配当

②取締役の選任

③会社の解散

・・・

301 条 取締役は 3 名以上とする。取締役は取締役会を構成する。取締役会は代表して業務を執行する代表取締役を選任することができる。この場合、代表取締役は、株式会社の業務に関する一切の行為をする権限を有する。

302 条 取締役会の決議は過半数による。